

ある企業の社員食堂。委託を受けて、外部の専門業者が経営している。休憩時間中、昼食を終えた社員のAさんが、食器を返却しようとして、水でぬれていた床ですべり転倒、右肩を折る大けがをした。

2週間の入院生活を余儀なくされたAさんは、損害賠償を請求したいと考えているが、相手は会社なのか、それとも食堂経営の業者にすべきなのか。また、この場合、労災は適用されないのだろうか。

こんなときどうする?

大阪弁護士会から

社員食堂の床がぬれていて滑り転倒。右肩を折る大けが



イラスト・串井 徹男

A 社員食堂で食事をし、給付という内容に対し金額を支払うことを法律上の契約と見なす。また、この契約関係は、この食堂という場の提供と食事の提供という義務、つまり安全配慮義務があると考えられています。

賠償請求先は食堂、それとも会社

はありませんが、そのほかにも付随義務があると考えられています。その一つとして、お客さんに安全に食事を提供する義務、つまり安全配慮義務があると考えられています。

質問の場合も、食堂に来たお客さんが安全に食事できるように、通路が滑りやすくなっているのを防止する義務を負うべきだったでしょう。この点で、床の水ぬれを放置していた食堂経営者には債務不履行責任として損害賠償義務を負うと考えられます。

次に、企業が社員食堂として外部の専門業者に委託している場合、この食堂が構造上、床が滑りやすくなり転倒しやすい

食堂が安全配慮義務怠る

ような構造をしており、そのことを会社も良く知っている。食堂経営者に損害発生防止のための注意を行うよう十分な指導を行わなかった場合には、この企業も連帯して損害賠償の責任を負う可能性があります。

最後に、労災の適用があるかどうかですが、労災保険の適用があるためには業務遂行中の事故であることが必要です。

ところで、この事故は、休憩時間中の事故ですが、企業の施設内であり、休憩後の就業のための待機時間の性格も持っています。このような場合、従業員は「事業主の支配下」にあると考えられますので、業務遂行性が認められます。従って、労災事故として請求は認められると考えてよいでしょう。